

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」改定案（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章 目的（略）</p> <p>第2章 定義</p> <p>本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 研究事業等 第3章の1 研究開発施策の(1)から(6)までに掲げるそれぞれの事業をいう。</p> <p>2～21（略）</p> <p>第3章 対象範囲（略）</p> <p>第4章 評価実施主体、評価者及び研究者の責務（略）</p> <p>第5章 評価の基本的考え方</p> <p>1 外部評価の実施及び評価者の選任等（略）</p> <p>2 評価時期（略）</p> <p>3 開かれた評価の実施</p> <p>厚生労働省の科学研究開発の現状について、国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。</p> <p>(1) 評価方法の周知（略）</p> <p>(2) 評価内容等の被評価者への開示（略）</p> <p>(3) 研究開発評価等の公表等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名及び評価者の業績又は実績を公表する。この場合、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。</p> <p>ウ 特に、大規模プロジェクトについては、アに留意しつつ評価結果を具体的に公表する。</p> <p>4～7（略）</p> <p>第6章 本指針の見直し（略）</p> <p>第2編 研究開発施策の評価の実施方法（略）</p> <p>第3編 研究開発課題の評価の実施方法</p> <p>第1章 競争的資金による研究開発課題の評価</p> <p>1 総括的事項（略）</p> <p>2 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価委員会の設置</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章 目的（略）</p> <p>第2章 定義</p> <p>本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 研究事業等 第2章の(1)から(6)までに掲げるそれぞれの事業をいう。</p> <p>2～21（略）</p> <p>第3章 対象範囲（略）</p> <p>第4章 評価実施主体、評価者及び研究者の責務（略）</p> <p>第5章 評価の基本的考え方</p> <p>1 外部評価の実施及び評価者の選任等（略）</p> <p>2 評価時期（略）</p> <p>3 開かれた評価の実施</p> <p>厚生労働省の科学研究開発の現状について、国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。</p> <p>(1) 評価方法の周知（略）</p> <p>(2) 評価内容等の被評価者への開示（略）</p> <p>(3) 研究開発評価等の公表等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。この場合、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。</p> <p>ウ 特に、大規模プロジェクトについては、アに留意しつつ評価結果を具体的に公表する。</p> <p>4～7（略）</p> <p>第6章 本指針の見直し（略）</p> <p>第2編 研究開発施策の評価の実施方法（略）</p> <p>第3編 研究開発課題の評価の実施方法</p> <p>第1章 競争的資金による研究開発課題の評価</p> <p>1 総括的事項（略）</p> <p>2 評価の実施体制</p> <p>(1) 評価委員会の設置</p>

改 正 案	現 行
<p>ア 事前評価及び中間評価・事後評価を行うため、各研究事業等の所管課又は各研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。<u>なお、評価委員会は、研究開発課題の研究類型等に応じてそれぞれ複数設置することができる。</u></p> <p>イ 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。</p> <p>ウ <u>厚生労働科学研究費補助金による各研究事業に係る一般公募型及び若手育成型の研究開発課題（行政政策研究分野に属する事業に関するものを除く。）の事前評価委員会は、当該研究分野の専門家（ただし、その専門家が厚生労働省の職員である場合には、厚生労働省の施設等機関に所属する研究者に限る。）から構成されるものとする。なお、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等（ただし、厚生労働省の職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を除く。）を委員とすることができる。</u></p> <p>エ <u>以下の場合には、評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとする。なお、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等並びに所管課等及び本省関係課に所属する者を委員とすることができる。</u></p> <p><u>（ア）厚生労働科学研究費補助金による各研究事業に係る一般公募型及び若手育成型の研究開発課題（行政政策研究分野に属する事業に関するものに限る。）の事前評価委員会である場合</u></p> <p><u>（イ）厚生労働科学研究費補助金による各研究事業に係る戦略型及びプロジェクト提案型の研究開発課題の事前評価委員会である場合</u></p> <p><u>（ウ）厚生労働科学研究費補助金以外の競争的資金による研究開発課題の事前評価委員会である場合</u></p> <p><u>（エ）中間・事後評価委員会である場合</u></p> <p>オ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。</p> <p>（2）評価小委員会の設置</p> <p>ア 所管課等は、必要に応じて評価委員会の下に評価小委員会を置くことができる。</p> <p>イ 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。<u>評価小委員会の委員については、その評価小委員会</u><u>が属する評価委員会に係る（1）の条件を準用す</u></p>	<p>ア 事前評価及び中間評価・事後評価を行うため、各研究事業等の所管課又は各研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>イ 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。</p> <p>ウ <u>評価委員会は、原則として当該研究分野の専門家から構成される。また、必要に応じて専門家以外の有識者等や、所管課等及び本省関係課に所属する者も委員とすることができる。</u></p> <p>エ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。</p> <p>（2）評価小委員会の設置</p> <p>ア 所管課等は、必要に応じて<u>当該研究分野の専門家及び本省関係課に所属する者からなる</u>評価小委員会を置くことができる。</p> <p>イ 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。</p>

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 評価事項 (略)</p> <p>4 評価方法</p> <p>(1) 各研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。評価は、5段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。</p> <p>各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。</p> <p><u>(2) 評価の実施に際して、所管課等及び本省関係課に所属する者は、必要があると認める場合には、各研究開発課題に係る行政的観点から評価委員会又は評価小委員会において意見を述べることができる。</u></p> <p>(3) 評価の基準（評価段階及び重み付け等）は、評価委員会において定める。</p> <p>5 評価結果の通知等 (略)</p> <p>6 評価結果の公表等</p> <p>(1) 所管課等は、評価終了後の適切な時期に、次に掲げる事項を刊行物又は厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。</p> <p>ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要</p> <p>イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績</p> <p>(2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。</p> <p>第2章 重点的資金による研究開発課題の評価 (略)</p> <p>第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価 (略)</p> <p>第4編 研究開発機関の評価の実施方法 (略)</p> <p>第5編 研究者の業績の評価の実施方法 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 評価事項 (略)</p> <p>4 評価方法</p> <p>(1) 各研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。評価は、5段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。</p> <p>各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。</p> <p>(2) 評価の基準（評価段階及び重み付け等）は、評価委員会において定める。</p> <p>5 評価結果の通知等 (略)</p> <p>6 評価結果の公表等</p> <p>(1) 所管課等は、評価終了後の適切な時期に、次に掲げる事項を刊行物又は厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。</p> <p>ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要</p> <p>イ 評価委員会の委員の氏名</p> <p>(2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。</p> <p>第2章 重点的資金による研究開発課題の評価 (略)</p> <p>第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価 (略)</p> <p>第4編 研究開発機関の評価の実施方法 (略)</p> <p>第5編 研究者の業績の評価の実施方法 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>